

内 規

第1条 年度会費及び諸費用の徴収方法

年度会費及び諸費用の徴収は、毎年7月・10月・1月・4月に徴収する。徴収は幹事之を行うものとし、現金又は銀行振込とする。銀行口座は幹事の定むる口座とする。

第2条 監査委員

会計経理監査委員会の任命は毎年6月第1例会において会長は2名の委員を指名する。委員は直ちに監査事務を行い、その報告を7月中の例会において行うものとする。

第3条 諸経費の支払い方法および経理

金銭の取り扱いについては、納品書および請求書の照合の上、会長および幹事が署名したる後、会計は支払い伝票により、口座振込または現金で支払うものとする。

経理は会計がこれを行い（会計の指示により事務局員にこれをおこなう）預金、現金の出納簿を備え、各収支科目を明記したる総勘定帳に記録して月一度試算表を作成して理事会に提出する。また、年度末に於いて決算報告書を作成する。

第4条 安全保管の義務

第12条（財務）第5節について、理事会が決定した場合には免除することができるものとする。

諸 規 定

■ 諸 費 規 定

- (a) 出席を義務づけられた会合に出席する会員に対し、理事会が承認した場合、その登録料・宿泊費及び乗車賃金等を支給する。
- (b) 会務（又は準ずる）のため出張する場合は、理事会が承認した場合、その宿泊費及び乗車賃等を支給することができる。
- (c) 会務に関する海外出張の場合は、理事会に於いて餞別金等を決定する。

■ 記念品規定

- (a) 退会者に対する記念品
 - ・理事会に於いて決定した金額に相当する品物を贈呈する。
- (b) 前会長・前幹事に対する記念品
 - ・前会長・前幹事の文字入りバッジを贈呈する。

■ 慶 弔 規 定

- (a) 受賞等慶事
会員が叙勲・褒賞等を受けた場合は、または結婚した場合はクラブより祝意を表する。
祝意の方法については、理事会に諮り決定する。但し、急を要する時は会長がこれを決定することができる。
- (b) 弔 慰
 - (イ) 会員死亡の場合は、弔辞、生花および香典を呈する。
幹事はガバナーに連絡して弔電を請う。
 - (ロ) 会員配偶者死亡の場合は、生花および香典を呈する。
 - (ハ) 会員の一親等ならびに同居家族死亡の場合は、生花および香典を呈することができる。
 - (ニ) 会員の退会後死亡の場合は、会長幹事一任にて香典を呈することができる。
- (c) 疾病、災害見舞
会員の長期病欠および災害の見舞等については、その都度理事会において決定する。
但し、急を要する時は会長がこれを決定することができる。
- (d) 前各項の慶弔見舞金は会員より理事会の決定金額を徴収する。但し、急を要する時は会長がこれを決定することができる。また必要に応じ幹事は会員へ通知するものとする。
- (e) クラブを代表して慶祝事に招待された時の祝儀は登録料の5割増程度とする。
- (f) その他、理事会が必要と認めた場合の金額およびその方法は、理事会の裁定によるものとする。

■ ニコニコBOX規定

各年度の事業計画に基づく規定による。

■ 改 正

規定の改正はクラブ細則16条の規定を準用するものとする。

■ 施 行

1991年7月1日より実施する。

附 則

クラブ定款および細則等改正の手続きを下記の様に定める。但し、クラブ定款第2条（名称）および第3条（クラブの所在地域）を除く。

(1) 時

標準クラブ定款または推奨クラブ細則が改正された時、或はクラブ運営上細則、内規または諸規定を改正する必要が生じた時とする。

(2) 提案者

- (a) 標準クラブ定款が改正された場合には幹事がクラブ定款を改正して、会員に周知せしめるものとする。
- (b) 細則、内規または諸規定の文言、金額等を部分的に改正する場合には幹事を提案者とする。
- (c) 細則、内規または諸規定の条項の順序、意味内容等広範囲にわたって改正する場合には理事会はクラブ運営委員会を設け、この委員会を提案者とする。

(3) 手続

提案者は、(a) の場合を除き理事会の承認を経た後、クラブ細則第16条の規定に基づいて処理しなければならない。